

原子力損害の賠償制度について

平成 1 5 年 4 月 1 0 日
文 部 科 学 省

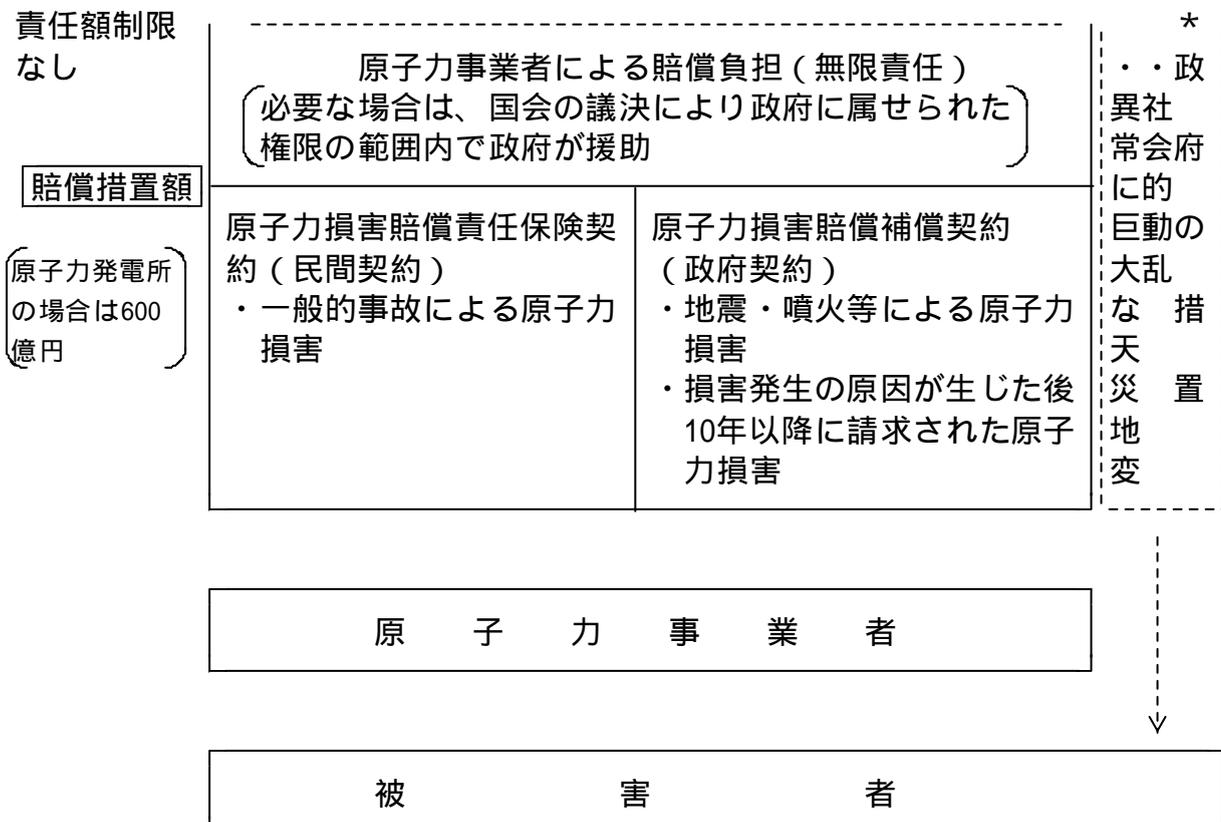
1. 我が国の原子力損害賠償制度（「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」）の概要

[法律の目的]

被害者の保護及び原子力事業の健全な発達

[法律の主な内容]

- ・原子炉の運転等による原子力損害につき、無過失・無限の賠償責任を原子力事業者に集中（* 異常に巨大な天災地変及び社会的動乱によるものは免責。）。
- ・原子炉の運転等につき責任が集中されている原子力事業者に、損害賠償をするための措置（責任保険等）を講じることを義務付け（原子力発電所の場合は600億円）。
- ・賠償措置額を超えた原子力損害が発生した場合は、国会の議決により政府に属せられた権限の範囲内で政府が必要な援助。



2. 運転等の種類と賠償措置額

運 転 等 の 種 類	賠 償 措 置 額
原子炉の運転 ・ 熱出力1万Kw超	600億円
・ 熱出力100Kw超1万Kw以下	120億円
・ 熱出力100Kw以下	20億円
再処理	600億円
加工・使用 ・ プルトニウム	120億円
・ 濃縮ウラン(濃縮度5%以上)	
・ 濃縮ウラン(濃縮度5%未満)	20億円
使用済燃料の貯蔵	120億円
廃棄事業 ・ ガラス固化体(管理事業)	120億円
・ 低レベル廃棄物(埋設・管理)	20億円
運搬等 ・ プルトニウム、ガラス固化体、使用済燃料	120億円
・ 濃縮ウラン(濃縮度5%以上)	
・ 濃縮ウラン(濃縮度5%未満)	20億円